

愛媛県による住民への情報伝達体制

- 愛媛県災害対策本部では、防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)や被害情報(道路、建物等)に関する情報を、愛媛県ホームページや、ツイッター、フェイスブック、スマートフォンアプリを活用して住民へ伝達。

愛媛県災害対策本部

情報集約・発信



- 被害情報 (道路、建物等)
- 避難情報等 (避難所等) 等

- ホームページ
- ツイッター
- フェイスブック
- スマートフォンアプリ 等

愛媛県ホームページ

HP
リンク

国による道路被害情報等

公式Twitter

公式Facebook

愛媛県原子力情報アプリ

愛媛県避難支援アプリ ひめシェルター

情報
発信

住民



- 愛媛県災害対策本部では、愛媛県原子力情報ホームページ等に掲載した防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）に関する情報を、スマートフォン用アプリを活用して住民へ伝達。



愛媛県災害対策本部



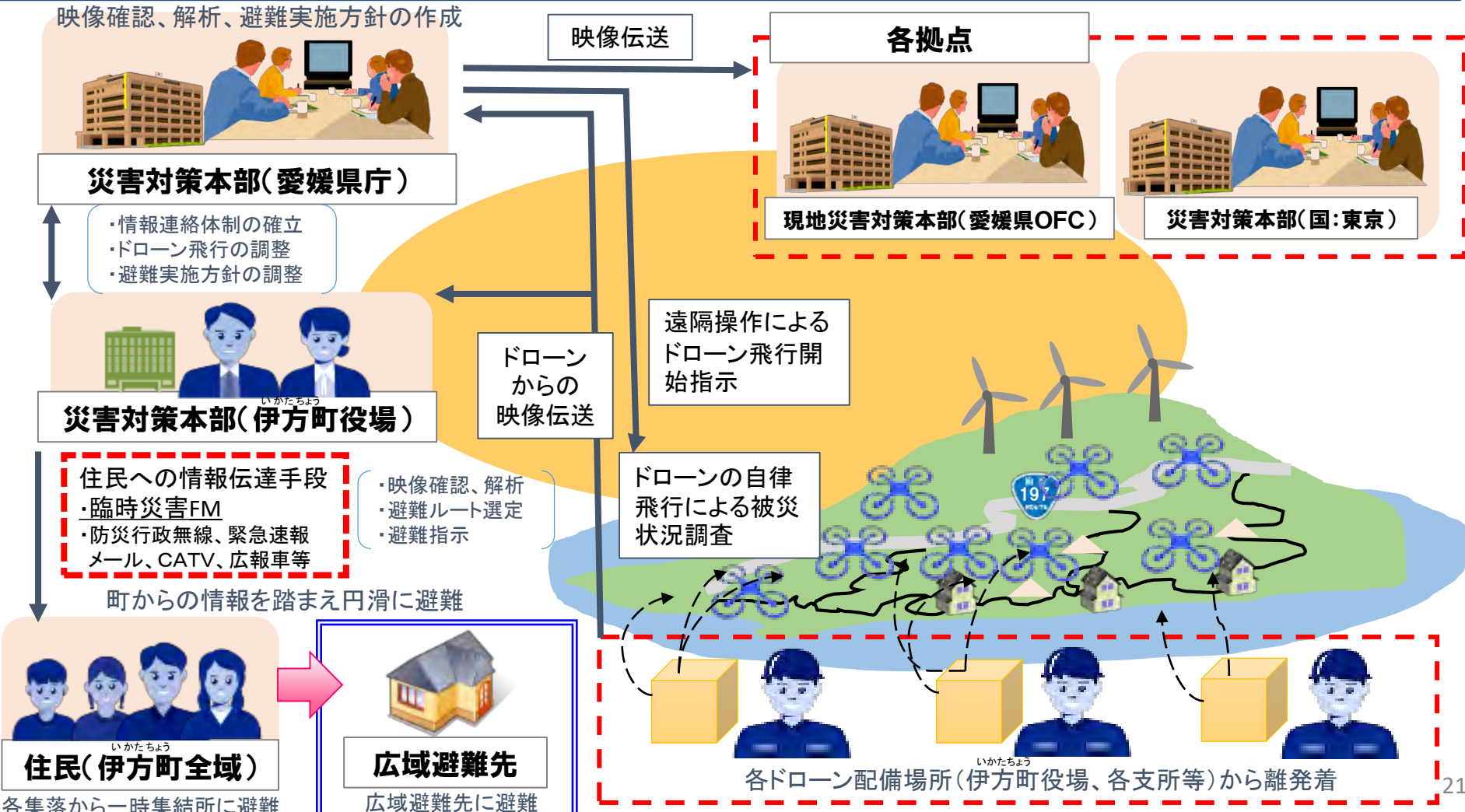
お知らせ
(報道発表等)

プッシュ通知による
受取りが可能

愛媛県から住民に対して情報を伝達(イメージ図)

ドローンを活用した被災状況の把握①

- 愛媛県は、住民避難に必要な避難道路の被災状況等を迅速かつ効率的に把握できるよう、ドローンを活用した情報収集体制を構築。
- 複合災害時には、愛媛県災害対策本部からの遠隔操作による飛行開始指示により、伊方町内の各配備拠点に設置されたドローンが自律飛行し、愛媛県や伊方町等の各防災拠点に避難道路の映像をリアルタイムに伝送。
- 国、愛媛県及び伊方町は、映像を解析し、住民が円滑な避難を実施できるよう、避難ルートを選定に活用。



ドローンを活用した被災状況の把握②

- ▶ ドローンは、伊方町の避難経路14ルート^{いかたちょう}の被災状況を把握できるように飛行。
- ▶ 機体については、撮影機、中継機を含め全23機を5つの配備拠点に配置。

配備拠点(予定)	撮影機	中継機
^{いかたちょう} 伊方町役場	3機	2機
^{せと} 瀬戸支所	5機	4機
^{みさき} 三崎支所	3機	2機
^{やわたはま} 八幡浜消防署第一分署	2機	1機
^{まちみ} 町見出張所	1機	0機
合計	14機	9機

^{せと}
瀬戸支所
飛行ルート:
伊方⑤、瀬戸①、瀬戸②、瀬戸③、瀬戸④

^{いかたちょう}
伊方町役場
飛行ルート:
伊方①、伊方②、伊方③

^{まちみ}
町見出張所
飛行ルート:伊方④

^{みさき}
三崎支所
飛行ルート:
三崎②、三崎③、三崎④

^{やわたはま}
八幡浜消防署第一分署
飛行ルート:
瀬戸⑤、三崎①

凡例:
撮影機 中継機



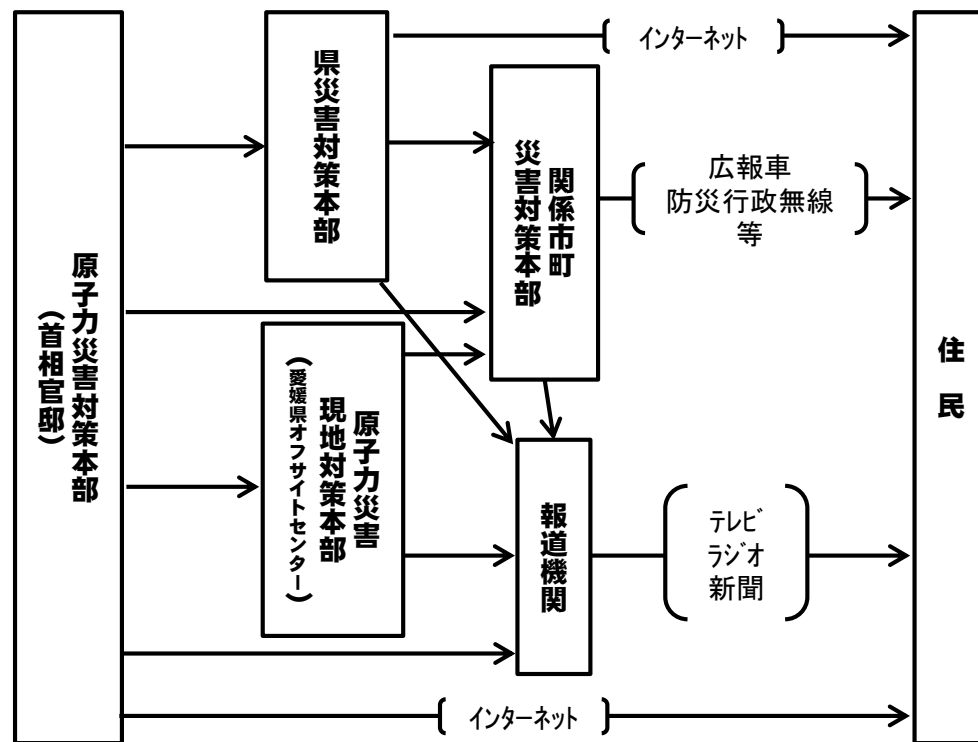
※避難経路はP42、P61、P62、P63を参照

- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、愛媛県オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

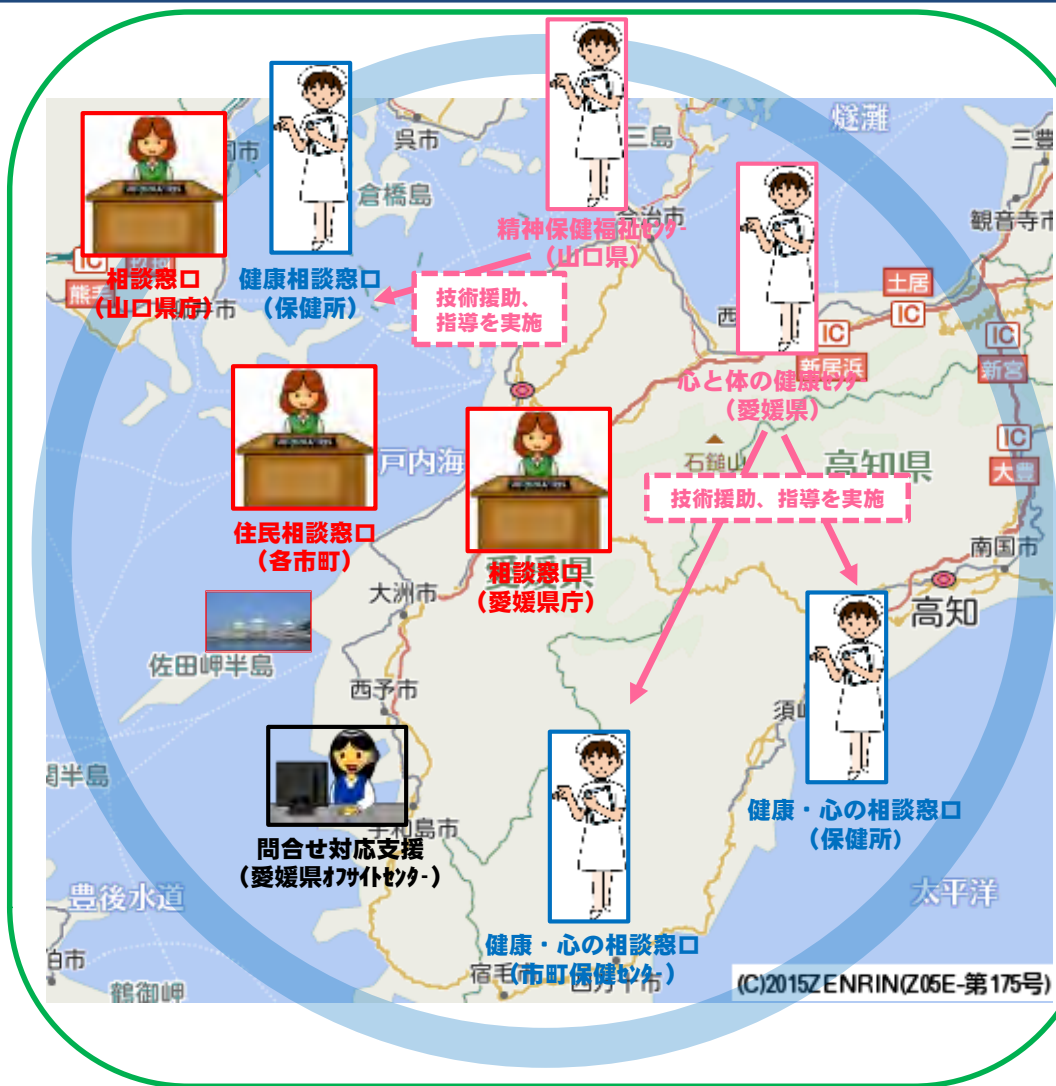
【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

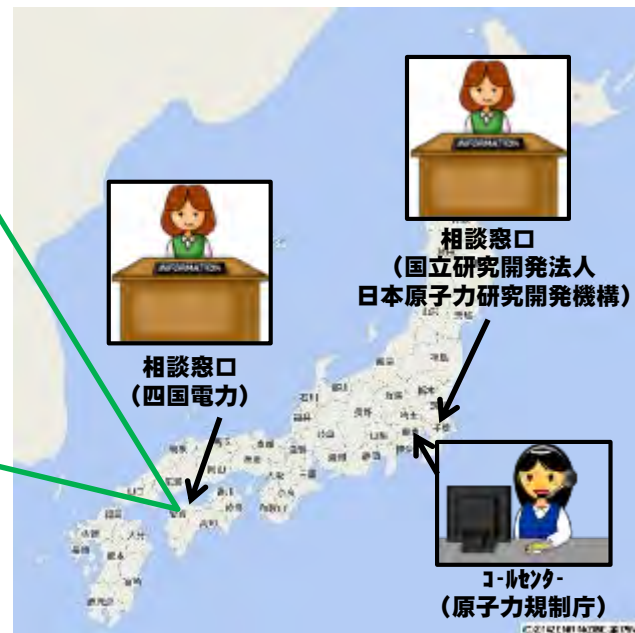
国、愛媛県、山口県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を速やかに構築。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 愛媛県、山口県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する相談窓口を設置。
- 愛媛県オファイスセンターでは、愛媛県、山口県及び関係市町の問合せ対応を支援。



住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求(四国電力)



4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. PAZ内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設へ移送又は自施設（放射線防護施設）内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 愛媛県は、警戒事態が発生した段階で、愛媛県庁に警戒本部を設置し、警戒本部参集要員約100人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部を設置。
- 伊方町は、警戒事態が発生した段階で、伊方町役場に災害対策本部を設置し、参集委員15人が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員。施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、全職員が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、伊方中学校に14人、瀬戸総合体育館に7人の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。

